

登録認証機関「福島県」廃止事業者一覧

認証番号	生産行程管理者	住 所	認証に係る農林物資の種類	廃止届出受理日
138	佐藤 昌治	福島県相馬市新沼字大森 1 3 8 - 2	有機農産物	令和 7 年 8 月 7 日
	日本農林規格等に関する法律施行規則（令和 4 年財務省・農林水産省令第 3 号）第 4 8 条第 1 項第 1 号ハ(4)に規定する業務の廃止の通知をした者の該当の有無			無

公表を行う期間は、廃止届出受理日から 1 年間を経過する日までです。

認証番号	生産行程管理者	住 所	認証に係る農林物資の種類	廃止届出受理日
119	大江 雄大	喜多方市山都町三津合字下ノ台 5850-132	有機農産物	令和 7 年 8 月 7 日
	日本農林規格等に関する法律施行規則（令和 4 年財務省・農林水産省令第 3 号）第 4 8 条第 1 項第 1 号ハ(4)に規定する業務の廃止の通知をした者の該当の有無			無

公表を行う期間は、廃止届出受理日から 1 年間を経過する日までです。

認証番号	生産行程管理者	住 所	認証に係る農林物資の種類	廃止届出受理日
131	農事組合法人 あいアグリ太田	南相馬市原町区下太田字榎町 1 6	有機農産物	令和 8 年 3 月 1 0 日
	日本農林規格等に関する法律施行規則（令和 4 年財務省・農林水産省令第 3 号）第 4 8 条第 1 項第 1 号ハ(4)に規定する業務の廃止の通知をした者の該当の有無			無

公表を行う期間は、廃止届出受理日から 1 年間を経過する日までです。